

清掃一組ってどんなところ

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、平成12年4月1日の設置から24年間、ごみの中間処理やし尿の処理（下水道投入等）を通して、23区の子清掃事業の一翼を担ってきました。

清掃一組は特別区と同様に、地方自治法で定められた特別地方公共団体ですが、区の仕組みとは様々な違いがあります。

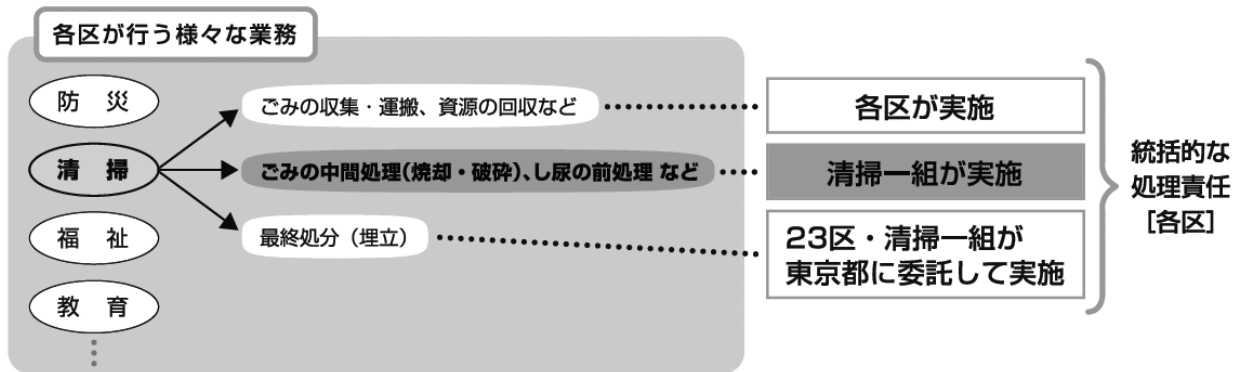
今回は、清掃一組の組織や、事業の運営に関してよくいただく質問にお答えします。皆さんにとって非常に身近な「ごみ」処理の一端を担う、私たち清掃一組を少しでも身近に感じていただければ幸いです。

「一部事務組合」とはどのような組織ですか？

「一部事務組合」とは、区市町村等が行う事務の一部を複数の区市町村等が共同で行う目的で設立する団体のことです。

「一部事務組合」は、消防・ごみ処理・し尿処理・火葬場等の運営を行うために設置されることが多いですが、病院、小・中学校を運営する例も見られます。

清掃一組は、地方自治法（第1条の3、第284条）で定められている、特別地方公共団体であり、職員は地方公務員法に定められている公務員（特別区の職員）



です。
23区で設置している「一部事務組合」には、他に特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合があります。

清掃一組は何をしている団体ですか？

清掃一組は、ごみの焼却や破砕などの「中間処理」を行っています。具体的には、可燃ごみを清掃工場で焼却処理し、不燃ごみと粗大ごみを専用の処理施設で破砕処理しています。また、処理をしたし尿の下水道投入も行っています。

上図のように、23区が行う業務には、防災、福祉など様々なありますが、清掃事業については、各区の統括的な処理責任のもと、収集・運搬、資源回収は各区で行い、焼却や破砕などの中間処理は、処理施設が無い区があることや、より効率的な処理を行う、といった理由から、清掃一組による共同処理で実施しています。

最終処分は、各区・清掃一組が、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託し、行っています。

清掃一組は、どのような経緯で設置されましたか？

清掃一組の設置には、まず、23区と東京都の都区制度改革の歴史

を振り返る必要があります。

23区のごみ処理は長年、東京都がその役割を担ってきました。つまり、ごみの収集・運搬から最終処分までの全過程が東京都の仕事だったのです。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、区市町村がこれをしなければならぬと規定されています。

そういった状況の中で、23区と東京都は長年にわたり、23区の自主性の強化、東京都における大都市行政の推進といった観点から、お互いの在り方・制度について議論を重ねてきました。

そして平成12年4月1日、23区が「基礎的な自治体」に位置付けられ、住民に身近なサービスである清掃事業が、東京都から23区に移管されました。

その際、ごみの中間処理を行うために、23区の総意により設置された地方公共団体が、清掃一組です。

清掃一組が共同処理する事務はどのような決められていますか？

清掃一組の運営にあたっては、組織の構成や事務の範囲などについて、23区が協議し、規約に定めています。

規約は、それぞれの構成団体の議会の議決を要することから、清掃一組を設置することから、事務の範囲などについては、23区

議会の議決を経て決められました。

清掃一組は規約により、ごみ処理施設（ごみ運搬用パイプライン施設等を含む。）とし尿の下水道投入施設の整備及び管理運営を行うことが定められています。

清掃一組には、議会はありますか？

23区と同様に、清掃一組にも議会が設置されています。

清掃一組の議決機関である議会は23人の議員で構成され、議員には各区議会議長が充てられています。議員の任期は、各区議会議長と同じです。

清掃一組議会の定例会は、毎年4回（2月、6月、9月及び12月）招集され、必要に応じて臨時会を招集することができます。

また、審議にあたっては、常任委員会として、総務・事業委員会、財務委員会、運営委員会の3つの委員会を条例により設置しているほか、必要に応じて特別委員会を設置することができます。

執行機関などの組織はどのようになっていますか？

管理者等 清掃一組の執行機関としては、管理者、監査委員が置かれています。また、管理者の補

助機関として副管理者2人、その他の職員が置かれています。

管理者は、23区の区長から互選により選出され、その任期は2年となります。副管理者は、区長及び知識経験を有する者のうちから各一人を管理者が組合議会の同意を得て選任し、その任期は2年となります。

評議会 管理者及び副管理者を除いた23区の区長により評議会を構成し、清掃一組議会に提出すべき議案や運営に係る重要事項を審議します。

経営委員会 管理者、副管理者、区長会役員区長により経営委員会を構成し、清掃一組の経営に係る特に重要な事項を評議会に先立って審議します。また、評議会から依頼を受けた案件や議会に関することを所掌します。

監査委員 監査委員の定員は3人で、議員のうちから1人、財務管理及び事業の経営管理についての専門知識又は経験を有する者のうちから2人を、管理者が清掃一組議会の同意を得て選任します。任期は、議員のうちから選任されるものにあつては議員の任期とし、専門知識又は経験を有する者から選任される者にあつては2年としています。

（東京二十三区清掃一部事務組合 総務部総務課）

東京二十三区清掃協議会 令和6年度予算のあらまし

令和6年度の歳入歳出予算額は1135万2千円で、前年度予算との比較では、12万8千円の増となりました。

歳入

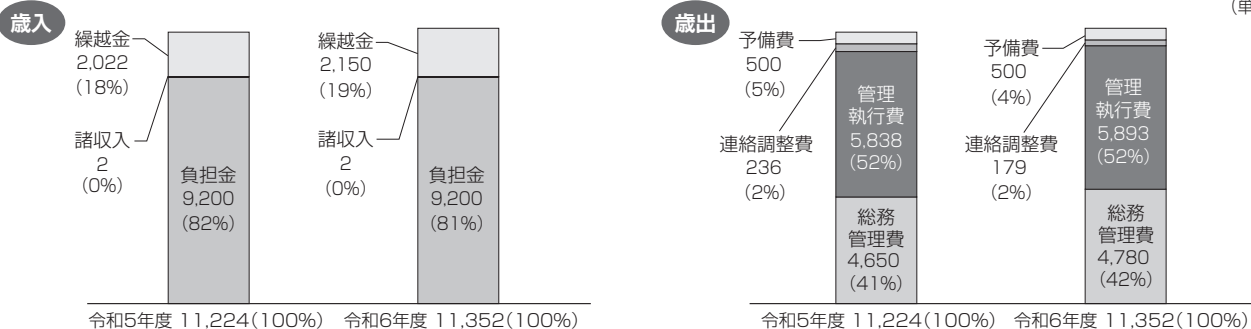
歳入は、区からの負担金920万円（1区あたり40万円）と繰越金等215万2千円を計上しています。

歳出

- ① 歳出は、次のとおりです。
 - ・ 総務管理費（478万円）
 - ・ 清掃協議会全体に関わる事務の管理を行う経費です。
 - ② 管理執行費（589万3千円）
 - ・ 廃棄物運搬請負契約事務に関する経費と許可事務に関する経費です。
 - ③ 連絡調整費（17万9千円）
 - ・ 清掃車両の架装基準等の調整や、清掃協議会と23区との連絡調整に関する経費です。
 - ④ 予備費（50万円）
 - ・ 緊急時や災害時等の危機管理対策の経費です。
- （東京二十三区清掃協議会）

令和6年度 東京二十三区清掃協議会 一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）



※構成比の算出にあたっては、小数点第一位以下を四捨五入しています。